

勝浦町人事行政の運営等の状況(平成16年度)

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位:人)

区分	平成15年度末 職員数	平成16年度中		平成17年度当初 職員数
		採用者数	退職者数	
本庁等(行政職等)	91		8	83
勝浦病院(医療職等)	44		2	42
合計	135		10	125

職名	職員数	職名	職員数	職名	職員数	職名	職員数
課長等	9	保育所長	1	医師	4	看護師	18
課長補佐等	17	保育所次長	1	薬局長	1	用務員・調理員	22
係長	16	主任保育士	3	薬剤師	1	計	135
主事等	17	保育士	7	検査技師等	4		
主事補等	9			理学療法士	3		
書記	1			主任看護師	1		

条例定数からみた職員数

(単位:人)

区 分		定 数	H16.4.1現在 職員数	比 較
(1)町長の事務部局	吏員	75	65	10
	その他の職員	9	7	2
(2)病院の職員	吏員	41	38	3
	その他の職員	8	6	2
(3)議会の事務局の職員事務局長		1	1	
(4)選挙管理委員会の職員	書記	1	1	
(5)監査委員の職員	書記	1	1	
(6)教育委員会の事務部局の職員	吏員	7	6	1
	その他の職員	11	9	2
(7)農業委員会の職員	吏員	1	1	
計		155	135	20

2. 職員の給与の状況

(1)1人当たりの支給額(平成16年4月1日現在)

区 分	平均給料月額			平均年齢	ラスパイレス指数	
	減額後支給額	給料表額	差額			
行 政 職	323,971円	337,119円	13,148円	42歳	H13	98.2
技 能 労 務 職	231,942円	241,355円	9,413円	48.3歳	H14	98.1
医 療 職 (医 師 等)	399,945円	416,175円	16,230円	40歳	H15	96.5
医 療 職 (薬 剤 師 等)	263,590円	274,288円	10,698円	39歳	H16	91.9

医 療 職 (看 護 師 等)	311,258円	323,890円	12,632円	45.1歳
-------------------	----------	----------	---------	-------

(2) 初任給基準

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	170,700円	148,500円	138,800円

区分	博士課程修了	医大卒
医療職(医師)	311,900円	235,900円

区分	大学卒	短大3卒	短大2卒
医療職(薬剤師等)	176,600円	157,900円	151,300円

区分	短大3卒	短大2卒	養成所卒
医療職(看護師等)	187,300円	178,900円	152,000円

(3) 手当制度の状況

手当名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ・配偶者 月 13,500円 ・その他 月 6,000円 (3人目以上は5,000円) (扶養親族たる子のうち15～22歳の者は、5,000円加算)
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じ、月 4,200円 ～ 月 18,600円
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ・借家等居住 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 - 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額 ・持ち家居住 月 3,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給 給料月額 × 役職に応じた支給率(6～13%)
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150) ・年末年始の休日(1月1日～3日、12月29日～31日) 当該職員の時間単価 × 100分の150

	(22時から翌朝5時までである場合は100分の175)																																																																								
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10から翌日午前5時までの間勤務が割り振られた職員に支給 ・時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 100分の25																																																																								
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 ・本庁 1回 4,900円 ・病院 1回 7,300円 ・医師 1回 20,000円																																																																								
期末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期 期末手当基礎額 × 1.4月分 ・12月期 期末手当基礎額 × 1.6月分																																																																								
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期 期末手当基礎額 × 0.7月分 ・12月期 期末手当基礎額 × 0.7月分																																																																								
特殊勤務手当	<table><tr><th colspan="2">手当名</th><th>手当額</th><th colspan="2">摘要</th></tr><tr><td rowspan="9">病院職員手当</td><td>院長手当</td><td>80,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>副院長手当</td><td>50,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>医師危険手当</td><td>30,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>医師研修手当</td><td>30,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>主任看護師手当</td><td>8,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>検査技師危険手当</td><td>5,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>放射線技師危険手当</td><td>10,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>看護師危険手当</td><td>3,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td>夜間看護手当</td><td>3,400円</td><td colspan="2">1回</td></tr><tr><td colspan="2">徴税吏員手当</td><td>2,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">保育士等業務手当</td><td>9,100円</td><td>主任保育士</td><td rowspan="2">月額</td></tr><tr><td>7,200円</td><td>保育士</td></tr><tr><td colspan="2">伝染病予防従事職員手当</td><td>1,000円</td><td colspan="2">1回 防疫業務に従事した場合に限る</td></tr><tr><td colspan="2">クリーンセンター業務手当</td><td>8,000円</td><td colspan="2">月額</td></tr><tr><td colspan="2">野犬等へい死処理手当</td><td>1,000円</td><td colspan="2">1件</td></tr></table>				手当名		手当額	摘要		病院職員手当	院長手当	80,000円	月額		副院長手当	50,000円	月額		医師危険手当	30,000円	月額		医師研修手当	30,000円	月額		主任看護師手当	8,000円	月額		検査技師危険手当	5,000円	月額		放射線技師危険手当	10,000円	月額		看護師危険手当	3,000円	月額		夜間看護手当	3,400円	1回		徴税吏員手当		2,000円	月額		保育士等業務手当		9,100円	主任保育士	月額	7,200円	保育士	伝染病予防従事職員手当		1,000円	1回 防疫業務に従事した場合に限る		クリーンセンター業務手当		8,000円	月額		野犬等へい死処理手当		1,000円	1件	
	手当名		手当額	摘要																																																																					
	病院職員手当	院長手当	80,000円	月額																																																																					
		副院長手当	50,000円	月額																																																																					
		医師危険手当	30,000円	月額																																																																					
		医師研修手当	30,000円	月額																																																																					
		主任看護師手当	8,000円	月額																																																																					
		検査技師危険手当	5,000円	月額																																																																					
		放射線技師危険手当	10,000円	月額																																																																					
		看護師危険手当	3,000円	月額																																																																					
		夜間看護手当	3,400円	1回																																																																					
	徴税吏員手当		2,000円	月額																																																																					
	保育士等業務手当		9,100円	主任保育士	月額																																																																				
			7,200円	保育士																																																																					
	伝染病予防従事職員手当		1,000円	1回 防疫業務に従事した場合に限る																																																																					
	クリーンセンター業務手当		8,000円	月額																																																																					
野犬等へい死処理手当		1,000円	1件																																																																						

(4) 特別職・議員等の報酬の状況

区 分	給料・報酬月額			期末手当支給割合
	減額後給料・報酬	条例での給料・報酬	差 額	
町 長	596,085円	735,000円	138,915円	○ 6月期 1.6月分 ○ 12月期 1.7月分
助 役	476,868円	588,000円	111,132円	
教育長	447,672円	552,000円	104,328円	
議 長	245,700円	273,000円	27,300円	
副議長	210,600円	234,000円	23,400円	
議 員	185,250円	195,000円	9,750円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (午後零時15分から午後1時までの間は休憩時間)
1週間当たりの勤務時間	40時間

(2) 休暇制度

休暇の種類		休 暇 日 数 等
有給	年次休暇	
	1年につき20日間	
	病気休暇	公務上の負傷又は疾病
		その療養に必要と認める期間
		結核性疾病
	1年を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間	
	上記以外の負傷又は疾病	
	3ヶ月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間	
	特別休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通しや断又は隔離
		必要と認める期間
		風、水、震、火災その他の非常災害による交通しや断
		必要と認める期間
	風、水、震、火災その他の大災地変による職員の現居住の滅失又は破壊	
	10日を超えない範囲内で必要と認める期間	
	交通機関の事故等の不可抗力の事故	
	必要と認める期間	
	特別休暇	公民権の行使
		必要と認める期間
		骨髄液提供のための休暇
必要と認める期間		
職員の婚姻		
7日の範囲内で必要と認める期間		
妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合		
7日の範囲内で必要と認める期間		
職員の分べん		
分べんの予定日前7週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間		
生理休暇		
3日を超えない範囲内で必要と認める期間		
女子職員が生後満1年に達しないその職員の生児を育てる場合		
1日2回(1回30分)		
父母、配偶者又は子の祭日		
2日を超えない範囲内で必要と認める期間		
就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合		
1年につき5日の範囲内の期間		
忌引		
死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間		
社会貢献活動		
1年につき5日の範囲内の期間		

無給	介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間
----	------	---

取得実績

調査対象職員数	年次休暇		病気休暇取得日数	特別休暇取得日数	
	取得総日数	平均取得日数		忌引	婚姻
106人	956.4日	9日	110日	38.5日	15日

4. 職員の分限及び懲戒処分

(1) 処分者数

処 分 内 容		処 分 者 数	処 分 事 由
分限処分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	0	
	降 給	0	
	失 職	0	
懲戒処分	免 職	0	
	停 職	0	
	減 給	0	
	戒 告	0	
	訓 告 等	0	

5. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

研修区分	研 修 内 容 等	受講者数	場 所
一般研修	市町村吏員研修、課長級研修等	3人	徳島県自治研修センター
	議会傍聴	37人	役場
	人権研修	64人	役場他
実務研修	政策形成、住民対応能力向上等	19人	徳島県自治研修センター
派遣研修	法令執務、財務会計、指定管理者制度等	4人	市町村職員中央研修所 全国市町村国際文化研修所

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数
人間ドック	53人
脳ドック	3人
定期健康診断(勝浦病院)	43人